

貞慶の「因明四種相違」解釈Ⅱ

—『四相違短冊』翻刻研究—「法差別相違因」①—

後藤康夫

はじめに

日本における因明学は、唯識の伝来と俱に始まっている。東アジアでは玄奘(六〇〇「二」～六六四)翻訳の『瑜伽論師地論』(六四六～六四八訳)「因明処」の漢訳に嚆矢を求めることができるが、実際はまず因明理解のために玄奘が商羯羅主(四五〇～五三〇)の『因明入正理門論』(六四七訳)及び陳那(四八〇～五四〇頃)の『因明正理門論』(六四九訳)の訳出によって本格的に学ばれ始めている。玄奘伝来の因明学が、彼の唯識(ここでは「中国」唯識学派と称しておく)と俱に中国で広まるにつれその門下や他学派の人たちによって註釈され出し、高弟基(六三二～六八二)の『因明入正理論疏』(以下『因明大疏』と略称)が記されると、即ち唯識学派では玄奘漢訳の論書に対する疏であるこの註釈書が基本典籍となっていく傾向にあった。日本でも同様に基の『因明大疏』が根本典籍と見なされ盛んに因明学の理解に努めている。奈良時代の因明書全般の考究からやがて個別の課題別考究へと進んでいくが、この傾向は唯識学(内明)と同様であった。平安時代以来課題別研究の方向を有している中でも、殊に〈因〉(根拠)の過失(似因)について三十三種類示している「似因三十三過」の理解に意が注がれている。三十三

過は自らの主張を正しく説き示すための〈宗〉(主張)・〈因〉(根拠)・〈喩〉(例示)の三支作法論式に背く誤った論式の種類で、〈宗〉の九過・〈因〉の一四過・〈喩〉の一〇過の総数である。日本ではこの中で〈因〉の一四種の過失、特に四種類の相違因の考究に努めてきた。平安時代にはその相違因に纏わる「私記」が南都北嶺を問わず作成されている。本稿では鎌倉初期の唯識学侶で唯識教学の内明と対論者との論争に絞られた意味^①、即ち論式の活用である因明の、因内二明に通暁していた貞慶(一一五五～一二二二)の新資料『四「種」相違短冊』(東大寺所蔵)に関する論攷である。以前、筆者は四種相違(法自相相違因・法差別相違因・有法自相相違因・有法差別相違因)のうちの最初の「法自相相違因」を取り扱ったこと^②があり、今回は次の「法差別相違因」を扱う続稿にあたる。しかし、紙幅の都合もあり、本稿では原文の翻刻と訓読とに限り、他は別の機会に譲ることにする。なお、因明及び「四種相違因」に関する事柄は、重複を避けるために全て前稿に譲ることとして、ここでは本稿に関係する事項を再度記すのみに留めておくこととする。

一

〈宗〉・〈因〉・〈喩〉の三支作法の中で、「四種相違因」中の「法差別相違因」とは〈宗〉が〈有法〉(主辞)と〈法〉(賓辞)とで構成されているうちの、〈法〉に内包する〈意許〉(含意)と矛盾することを成立させる〈因〉のことで、『因明大疏』等の論書には、例としては数論師(サーンキヤ学派)が仏教徒に対する立論の場合に犯す論式の過失がよく挙げられている。数論師所説の「神我諦」(プルシャ・受容者)の存在を主張しようとする論式に対して、仏教徒は当初より「神我諦」の存在を認めるものでないか

ら、「神我諦」の有無そのものが「立敵不共許」（主張者・対論者双方が認めない）となっている。それにもかかわらず強いて立論すると〈似宗〉九過の一つの「不極成」^⑤の誤謬を犯してしまうことになる。〈宗〉の〈有法〉・〈法〉の一つ及び両方が対論者に認められていないにも関わらず敢えて立論作法しようとする場合、対論自体が不成立となってしまう過失である。しかも〈宗〉の〈有法〉に「神我諦」を主張する量は〈宗〉（似宗）の過失である「所別不極成」^④を犯してしまうことになってしまふ。そこで不極成を避ける意味で数論師が仏教徒に対して、「眼等は他のもののために用いられる。集まって構成されているから。喩えば臥具等の如し」と立論するものの、これが「法差別相違因」にあたることとなる。数論師が主張する〈宗〉の〈有法〉「眼等」とは五知根（眼耳鼻舌皮）を指し、〈法〉「他のために用いられる」の「他」とは意許として暗に神我諦を指している。本意は「眼等の五知根は神我諦のために用いられる」と言うことを主張していることになる。この主張の背景には、数論学派では「神我諦」と「自性諦」（プラクリティ）という精神的原理と物質的原理との二元論に立って世界の展開を説くために、仏教徒に対して「神我諦」を主張しているのである。即ち、未だ顕現していない状態の「自性諦」は、薩埵（サットヴァ・純質、喜等）・羅闍（ラジャス・激質、憂等）・答摩（タマス・翳質、闇等）の「三徳」（三要素）から構成されていて、三徳の平衡状態が「神我諦」のはたらきかけで平衡が破られると各種の要素が現れてくると説くものである。数論学派では「自性諦」から「覚」（大・体内の覚知のはたらき）が生じ、「覚」から「我慢」（我執・自らの意識）が生じ、「我慢」から地水火風空の「五大」が生じる。「五大」から「五唯」（色声香味触）・「五知根」（前掲）・「五作根」（語手足小遺根大遺根）及び「意根」との一六種が現れるとしている。また「三徳」は「神我諦」以外にも備わる性質で善悪好悪のものを導いていて、「神我諦」が「自性諦」の束縛を離れて独存状態になることこそが本来のすがたを発揮すると言うのである^⑥。

ここで二三種が展開する中で、眼等の「五知根」や臥具等は「五大」が積聚して成り立っているのであるから、臥具等は人間が用いるために存在する喩えであるように、前述した眼等は「他」（神我諦）が用いるために存在すると言いたいわけである。しかし、今の立論では「他のもののために用いられる」の「他」には「我」に含意される〈意許〉である「神我諦」だけではなく、他の「我」も含まれてしまう。つまり「五唯」等が積聚して「仮我」も成り立ってしまう。このために「我」には「神我諦」のみならず「仮我」も含まれ、この両者を存していることになってしまう。換言すれば、立論したい「神我諦」と俱に立論する必要がない「仮我」も含まれてしまうことになる。ここで「集まって構成されているから」と言う積聚〈因〉とは、立者の立論したい「神我諦」が用いるためだけではなく、集まって構成されている仮和合の「仮我」が用いるためと言う〈宗〉も成立させてしまうこととなる。こうして数論師が仏教徒に対して「眼等は我のために用いられる。集まって構成されているから。喩えば臥具等の如し」と立論する時には、同一の積聚〈因〉「集まって構成されているから」が、非積聚の「神我諦」と積聚の「仮我」との反対の立論を成立させてしまう誤謬に陥ることになるのである。これが「法差別相違因」として〈因〉の誤りを指摘されるのである。

貞慶には「法自相相違因」に関する本書及び晩年の『明本鈔』・『明要鈔』該当箇所や短釈類は存在するが、この「法差別相違因」については現今本書『四相違短冊』^⑥及び晩年の上記二書の各該当箇所のみしか記されていない。そのため彼の因明理解を探る上では、本書は貴重な一書となっていると言えよう。以下、本稿では翻刻文と訓読文の順で記すこととする（凡例類は前稿と同様、但し今回は上記二点のみなので、訓読文も翻刻文の丁数に合わせ、反〔菱〕・寸〔對〕・尺〔釈〕・ホ〔等〕等の比較的容易に理解し得る字はそのまま用い、他は適宜書き換えることもあることを付記しておく。亦、異字として本文に

記しているものは、「」に入れて訓読文にも示しておく。なお誤読等の点がないとも限らず、その場合は次回等において改めるつもりである。

註記

- ① これを中村元博士は因明の日本の特徴の中で「法会の際の問答の表現技術」(『国訳一切経和漢撰述部 因明入正理論疏』「解題」(大東出版社 一九七八年三月))と形容し、更に「仏典の解釈学の範囲にのみ閉じこめられていた」(同右)と指摘している。
- ② 拙稿「貞慶の「因明四種相違」解釈―『四相違短冊』(新資料) 翻刻研究―「法自相相違因」―」(『南都佛教』九五 二〇一一年一二月)
- ③ 〈極成〉とは、〈宗〉について主張者・対論者双方が認め合い異論なく成立する主張「立敵共許」の状態を指す。それに反するものが〈不極成〉となり、〈宗〉九過のうちに四種類ある。
- ④ 〈宗〉の〈有法〉(所別)(主辞)が相手に認められていないのに主張する過失。例えば数論師が仏教徒へ「我は思である」と説くような場合を指す。
- ⑤ 数論典籍の『金七十論』(大正五四・一二四五上〜一二六二下)。
- ⑥ 同書の所蔵は、東大寺の一寺のみではなく興福寺にも所蔵されているみられる。この点も註②の前稿内の註記参照。

翻刻文

〔墨付第一九丁左〕

問法差別相違作法如何答數論師對佛弟子立二量ヲ

云眼ホ應必ス為他ノ用積聚性故如クト臥具ホ云是其ノ作法也

故論云、法差別相違因者如說眼等必為他用積聚性故如

臥具等云

問余ハ於此量一令トテ闕後ニ相一勘、能違一方如何

答眼等ハト者有法自相必為他用ト者法ノ自相也今此ノ法ノ自相ノ下ニ

為ニ神我他用勝假我用劣ト者意許ノ差別也立者樂為、

欲立神我他用勝ノ宗ヲ、而同喩臥具等、是假我他用勝ノ物ニ

非神我他用勝之物、望ルニ、立ノ宗ニ、轉分レヌ、宗異品ニ、積聚性故、因

〔墨付第二〇丁右〕

轉彼ニ同无異有、闕後ニ相一シヌ、故作クテ能違ニ云ク眼等、必為假我他用

勝タルヘシ積聚性ト故如シト臥具ホ、此其ノ作法也故論、此因如能成云眼ホ

必為他用如是亦能成立、立法差別ニ相違積聚他用諸臥具

等為積聚他用受用故云、充尺此文ニ云、此尺、由成比量云眼

ホ必為積聚他用勝積聚性故如臥具ホ云、或ハ勘神我他

用勝假我他用勝差別ヲ、為ソルニ、ホノ差別先徳ノ傳モ可有也

問付出^三二傳俱^ニ有難^一先^ツ付^テ初傳^ニ一夫差別相違ノ量ハ言頭ノ自
相ノ下^ニ勘能差別^ノ貯差別^ノ貯差別^ニ一ホ^一為^レ非樂^為ノ意許^ヲ一作^ル
能違^一之^ニ時或立^テ遮詮^ニ一直^ニ非樂^為ノ宗^一或^ハ作^テ表詮^ニ取^テ不樂^為ノ

〔墨付第二〇丁左〕

為敵者宗^一貯以^ニ准^ル假我他用勝ノ能違宗^ニ一不樂^為ノ差別亦可^シ
假我他用勝^{ナル}一耶況勘^テ神我我用勝假我用劣ノ意許^ヲ能違^ニ立
假我用勝宗^一者^ニホ差別俱^ニ被^テ非^ニ言顯^ノ自相可^シ已^ス一依^テ之^一勘^ル本充^ノ

解尺^ヲ一^ハ彼立^ル因^ニ意^ハ成^ハトナリ^一非積聚他用勝^ヲ一其積^〇他用勝^ハ一即是異品^一文
已^ニ云^フ一^ハ其積聚他用勝即是異品^ト一定知^ヌ不樂^為是^レ積聚他用
勝^{ナリト}ニ云^フ次傳又不可然見^ル文^ヲ一^ハ今者陳那即以彼因^ヲ一与^メ貯
立^ノ法^ノ勝劣差別^ニ而作相違^ヲ云^フ勝劣差別^ノ旨^ハ其文實^ニ
分別明也誰^カ背^テ之^一存^{セン}勝^ノ意許^ヲ一耶抑^二傳^ノ中^ニハ存^ル何^ノ
義^ヲ一耶

〔墨付第二二丁右〕

三
答勝劣勝^ニ二傳^ハ雖古來^ノ異端^{ナリト}一勝劣差別ノ傳^ハ義家多

分ノ談也凡數論師ノ意立_テテ_テ常住ノ神我_ヲ一為真實ノ受者ト_一諸法无
我ノ家不_カ許其_ヲ故立_テテ_テ三支ノ比量_ニ欲ス引_レ了宗ノ決智_ヲ一是_ヲ以_テ必
為他用ノ言陳下_ニ雖有神我假我_ノ二用_一假他用義_ハ立敵極成_{セリ}

他

神我用ノ義_ハ獨リ為立量ノ樂為_ニ而神我_ハ用勝_シ假我用劣_{セリ}真假

二他ノ勝劣不_ル言自明也故充_ニ尺_ニ勘_テ意許ノ差別ノ_一作_ルコト_ヲ一能違_ヲ一_ハ今

者陳那即以彼因与_レ取立法勝劣差別而作相違_云云_ハ勝

劣差別ト_一嫌_{ヘリ}余ノ差別_ヲ一誰_カ向_テ此文_ニ不_ラ存勝劣ノ傳_ヲ一但於_ニ准_ルニ能違_ノ宗

可_ト用勝_〇意許_ヲ云難_ニ一者假我用劣ノ法差別_ハ則能違_ノ宗_ノ假我_也

〔墨付第二二丁左〕

用勝也云_ヒ劣_ト云_ヲ勝_ト一其詞雖異_一假我上_レ受用其_ヲ无替_{コト}一此是_{豈イ}

非_ス以_テ不樂為_ノ差別_ヲ一為_ルニ_一敵者_ノ宗_ト一耶故能違_ノ宗全_ク不_出二_一差

別外_ニ不可_一有_一並_ニ非_ニ等_ヲ一過_一次至闕後_ニ二相_ノ充_ノ文_ニ一者彼_ハ顯因_ヲ令

闕後_ニ二相_一同_レ勘_ヲ異品_ニ時積聚他用勝_ノ臥具_{ナル}コト_ヲ一成_レ不積聚

他用勝_ノ宗_ノ異品_ハ非明_メ樂為_レ不樂為_ニ差別_ヲ二云_ニハ_一積聚他用勝不

積_〇他_〇勝_一故无過_一可答申

問付存_シ申傳猶不可然_一凡勘_テ衆量ノ作法_ヲ一案_{スル}ニ差別

相違_ノ軌徹_ヲ一樂為_レ不樂為_ノ二類_ハ必相返_之差別也_一彼四分

建立ノ比量ノ緣慮非緣慮ノ自顯唯識比量ノ定離非

〔墨付第二二丁右〕

定離之色違三違四法有法ノ差別大作。法有法差別ホ

也。而真勝假劣ハ已相順ノ義也。何分ム樂不樂二宗ニ是以一

尋ルニ數論之宗計一真他用勝ノ物ハ必假他用劣也。假他用

勝ノ物ハ皆真他用劣也。故疏主正出トト彼本計ニ然眼等根ヲハ

不積聚他實我用コト勝タル親チカ用於此ヲ受五唯量ニ故由テ

依テ眼等ニ方ニ假我故積聚我用眼等一劣ルヲ乃至故於

卧具一假他用勝實我用劣云云若尔以真他用勝ヲ為

所立之時假他用劣隨テ可屬樂為ニ何不顧相順之義ヲ

横ニ為セン相翻差別ト況敵者作ル表詮能違ヲ時必任テ意

〔墨付第二二丁左〕

許ニ成不樂為ヲ而意許ヲ勘テ用一劣ト能違立テハ用勝ト云方背

衆量ノ規徹ニ是以見本充ノ解尺ヲ假用勝能違宗ハ則

不樂為ノ差別ナリト見タリ所謂ハ此自相ノ上ニ意之所許積聚他

用不積聚他用者出立者樂為不樂為差別ヲ也ハ彼積

聚因今更不改等_ト明_者以_テ敵者積聚性_ノ因_一ヲ成立_ス意許_ノ
行差別積聚他用_一ヲ爲_{コトヲ}能違宗_ト也_ハ眼等_モ亦是積聚性_カ
故應如卧具_ニ亦爲積聚假我用_{コト}勝_ト者尺_一ヲ爲能違宗_ト
不樂爲_ノ積聚他用_ノ差別_ハ一則是用_一勝_{ナル}義_一也明_ニ知_ス不樂
爲_ノ積聚他用_ハ是用勝_{ナリト}云事_ヲ次假我用勝_ノ能違之時

〔墨付第二三丁右〕

不樂爲_ノ法差別不_ハ被非_ニ云事不明_ニ云勝_ニ云劣_ニ其義如水
火_一假我用勝何不非假我用劣_ノ耶是以勘充文_一但可

難_テ言_一假他用勝_ト不得難_テ言_{コトハ}實我用劣_ト一違自宗故_云

實我勝劣已_ニ云可爲能所非_ト一假我勝劣例_ニ可_キ然耶

假我用勝若非假我用劣者能違宗猶成_ヌ二等_ノ意

許_ノ外_ニ貯以存勝_々差別_一之時全離此等難_ソ耶

（一行抹消）

（一行抹消）

（八字抹消）次以勝劣差別文_ヲ爲證_ト一事

〔墨付第二三丁左〕

不可然_ニ數論宗義自元_一真假ノ用勝互_ニ帶用劣_ヲ故且非樂

爲宗ノ真他用勝假他用劣ヲ云作一假他用勝ノ能違テ也此文置一ホ

差別^ヲ一者何云爲^ニ勝劣ノ差別ノ作^ルト一相違^テ耶次其積聚他

用勝咫尺實難^ニ明闕後二相作法ヲ立^ル喻^ヲ○故依之清水上

之假用勝即□不樂爲意也貯違ノ異品ハ是能違ノ同喻^{ナルト}

綱依^テ此文ニ存^{スト}勝々ノ傳ヲ見^{タリ}何背此ホノ文理ニ強存申勝劣差別^ヲ

答凡勝劣勝々ノ一ノ傳ハ上古ノ賢哲近來學者互ニ立^ニ文理久ク諍^ン

雌雄ヲ一淺才ノ立者争定^{ヘム}ニ義ノ是非但善珠平備真惠道詮

等^ニ依憑義家置^テ存勝劣ノ傳ヲ一故且付^テ此義ニ聊成^セ其巨^者ハ凡

勝劣差別傳能順^シ數論ノ宗計ニ妙ニ叶^フ因明ノ軌徹ニ大^ニ案^{スル}ニ劫比

〔墨付第二四丁右〕

羅ノ宗計ヲ一立廿五諦ヲ一具攝一切ノ法ヲ一第二十五神我諦欲^{スル}受用^{セン}一境

界ノ一時自^{自性也}真性ノ三德展轉^ソ生廿三諦ヲ一故起^テ眼ホ五知根ヲ一必爲

廿三諦中ニ薩埵剎闍答摩

神我ノ貯受用ニ也今此^第二十五其諦^軌常住^シ其量ホ^シ虛空ニ佛法无我

故更難信^ニ也故數論爲^ニ令^ハ一信^セ彼^ニ避過^ニ案立^シ比量ヲ一時法有法ノ

宗依ニ置神我ヲ一者宗依不成^ニ樂爲難^カ立^ニ故置^テ共許所用ノ眼

ホ躰ヲ一矯シク顯シク能用我躰ヲ一立量本意更不過ヲ一他一_レ只成神我ノ一
法ヲ不欲成トハ假我ノ共許義ヲ一又不欲成ニ我ノ用不及用ノ勝劣ノ
義ヲ一數論誤於眼ホニ一許トモ假我用劣ヲ一更非今時ノ所ニ成ニ何横ニ爲此
量樂爲ト故本充ニ述ルニハ立量ノ本意ニ云ハ此中義ノ説ク若數論外

〔墨付第二四丁左〕

道對佛弟子ニ意欲ニ成立我爲テ受者ト一受用コトヲ眼ホ或述彼
立ル因意成トナリ非積聚他用勝ト一惣本充ノ上下義斷纂
要ホ處々文尺皆樂爲ハ唯神我用ト見爰ニ樂爲ハ雖一在ト我知
者ニ一其詞貫通兼真假二他ヲ一ハ是レ樂爲也ニ一是不樂爲也

而樂^爲○神我ハ是能受用ノ法即用勝用也不樂爲ノ假我ハ躰是眼

ホニ非別ノ躰ニ和合集成_レ非實有_レ故又用劣之用也是非此量ノ始タル

義ニ劫比羅一宗ノ本計也若尔ニ差別ノ勝劣宗義必然ナリ更

不可待詞_レ一者也爰以義斷_レハ真他_ハ雖不成_レ假他_ヲハ々々自_レ同_ク許ス故

成_ルト_ラニ真他不_レ用眼ホヲ假他用在_テ○他_ニヲキテ有真_レ假_ト一各有躰違真_ノ

不違言顯一故違差別ノ一尺纂要ハ如法差別一言陳ノ他用

〔墨付第二五丁右〕

成假ヲ「仍不違他」但名差別ノ「文皆以假他劣」爲不樂爲差別

見タリ「但真他用勝ハ帶」假他用劣ヲ「雖彼ノ宗」法相ナリ「臨テ立量門」立テ

必爲他用ト「神我ノ能用」爲樂爲ト「時ハ假他用劣ノ物」自ラ分テ不樂爲也

故充ヘ眼ホ有法「指テ事顯陳」爲他用「法」方便示意ハ「立」必爲タル法

之差別不積聚他實我受用ト云「以比量門」量習ヲ「不可」一ホ

汎尔ノ道理ニ「次真勝假劣」相順ノ義也ト「云事更以不所」許「他

言雖ホ「真假異水火」用「義似」同ナルニ「勝劣如シ雲泥」立者偏ニ欲

成ト「真他用勝」假劣豈不分不樂爲「耶故不可」有「背」衆量ニ

云難「況樂爲ノ法差別」并「有真假不樂爲」又可有「假勝真劣」

〔墨付第二五丁左〕

若尔「自相」下ニ可有四ノ意許ニ豈要有「一ホ義耶加之立者」

所違ニ成樂爲「時可有」一分相符ノ過「有假他用劣」故「敵者」

能違成不樂爲「時可有違宗」過「宗過帶」實我用劣ヲ「故次

今此假他用ヲ「望立者」名用劣ト「對」神我用勝「故望敵者」名

用勝ト「由」因喻力ニ「故見立」見「敵」云勝ト「云劣」假我受用「義功能

不異^ニ「^故」^レ「[○]」^レ假我用勝^ノ能違^ノ宗即取^ル不樂爲^ノ假他

用劣^ヲ也須^ラ能違宗^ヲ立^ツ假他用劣^ノ恐^テ有^{コト}相符^ノ過有可改劣爲勝^ト也。

勝劣^ノ名言非^シ今所諍^ニ何以之^ニ爲疑難^ト故充^ノ前後^ノ文全非疑^ト

難^ニ次闕後二相^ノ充文者以^テ假我用劣^ノ差別^ヲ「[○]」^レ无名假我用勝^ト

〔墨付第一二六丁右〕

以^テ樂爲宗異品^ヲ爲^フ不樂爲^ノ差別^ノ同喻^ト更无相違^ニ況爲宗異^樂

品^ハ未必^シ不樂爲^ノ宗同品^ニ彼^ノ唯識比量^ノ同喻^ノ眼識^ニ望非定

離眼識色^ノ樂爲宗^ニ勘宗異品^ニ識^ハ非^ルカ^カ色故^ニ亦不^ラ定離眼識色^ノ

不樂爲^ノ同喻^ニ耶次清水上綱存^ト勝々差別^ヲ「[○]」^レ云事未^タ見慥^{ナル}

說^ヲ「[○]」^レ勘略纂^ヲ順古師^ノ義^ニ如法差別不量劣^ノ言^ヲ「[○]」^レ云准此^ノ者還

存^ラ勝劣傳^ヲ「[○]」^レ見^{タリ}次勝劣差別^ノ而作相違文專此^ノ義證據也

文相^ノ首尾更不可致生端^ニ如先重^ニ成申但爲^ニ勝劣^ノ作^ト相違^一

者必爲他用^ノ言陳^ノ下^ニ有^ル多差別義中^ニ今且^ク約^テ勝劣^ノ差別^ニ作^ト

相違^ヲ「[○]」^レ云也重^{タル}心者爲所立^ノ法^ノ下^ノ勝劣^ノ差別^ニ之中^ノ真勝^ノ樂爲^ノ作

〔墨付第二六丁左〕

相違ヲニ云也故次下文へ非法自相ニモ亦非一法上ノ一切差別皆作ニモ相違
故論但言与所立法差別相違云故无過可答申

五情義少重
問付答申猶不可然楞嚴注尺ニ所載ルニ三ノ難其理未極ニ先差別

相違ト者自相ノ言陳ノ下ニ有テ相違ノ二義一ホク帶ス言陳ノ二義ニ並テ不能成フト若

立ハ一義ヲ一義ハ必无成ト一眈以ニ言立者取テ此ノ一義爲ヌレハ樂爲ト一彼ノ一義ヲハ違

无シ立スルコト一敵者取テ不樂爲一義ヲ一爲レハ所立ト樂爲ノ一義ハ違ト被非一若相順ノ二

義ヲ爲レハ一者眈違ニ欲レハ成セント樂爲一不樂爲自被成ニ能違ニ雖非ト樂爲一

專難キ非一耶若夫不樂爲雖立者眈存スト一此量時不眈立ニ故ニ

名之ヲ不樂爲一差別ト一者敵者不置勝劣ノ言ヲ一作トモ能違ヲ猶可ニ无ニ相符ノ

〔墨付第二七丁右〕

過能破クスルヤ本眈立ノ宗一故彼死不介ニ者此義尤難立ニ耶

次能違ノ宗ニ不樂爲不被一非ニ事尚不明一若假我用劣即

假我用勝ニ其躰一ナリトイハハ者能違ニ攝可有相符ノ過一若勝劣

異ルルカ故无ク此比過者還テ成非一ホ何為ヲハ遁ノカレンカ一ノ過ヲ一ホクシ假用ノ躰ヲ於江

湖ニ爲避テ一過二分ヲ勝劣ノ義ヲ於雲泥ニ耶況不樂爲ノ劣還テ以爲

勝タル故假我用劣即假我用勝ナリトイハハ者樂爲ノ還一以爲劣故神我用

劣_ト則_レ可_レ神我用勝_{ナル}一若_ル余如何言_{イフヤ}為_ハ非_カ一神我用勝_ラ二可_{ケレトモ}立_ニ實我用
劣_ト違_{スルカ}自宗_ニ故_ニ非如此_{立ニ}一耶既為難_カ神我用_劣劣_ト明知實我勝劣_劣
勝_ラ二可_{ト云}立_云神我用劣_ト明知實我勝劣_劣別_{ナリト}二云事_ヲ實我勝劣_{若シ}

〔墨付第二二七丁左〕

異_{ナラハ}者假我_ノ勝劣可_ル然_ル一耶次能違宗_ノ假我用_ヲ勝_ト一者對_{スル}何物_ニ一耶

勝劣相寸法寸_ヲ實我用劣可_レ立假我用勝_ト一佛_{法ハ}〇不立實我用劣_ラ一

何云假我用勝_ト一耶次付本充一段_ノ文_ニ斷簡申旨雖非无謂

勝_ト傳文深叶_フ文相_ニ其旨如前_々ノ重_ノ一但_ハ勝劣差別文拼攝難為

勝劣之證據_ト一既云_ハ与_レ眇立法_ト明_ニ出所違_ノ宗_ヲ一也若夫此文置_ニ一差

別_ヲ一者法_ト者豈_レ何法_ソ能別_ノ言陳歟將意許_ノ宗欵言陳_{ナラ}二云者

既云法差別_ト一以差別_ヲ一即名法_ト一也豈言陳_{ナラシ}耶若以意許_ヲ一名法_ト一

欵此法欵此法豈非_{ラシ}樂為_ニ一耶況眇立_ノ一法_ト者理門正理本充

斷纂處_々ノ尺文_ノ中_ニ皆以樂為_ヲ一名眇立_ノ法_ト一豈通_{セン}一差別_ニ一耶知_ス為_ニ樂為_ノ

〔墨付第二二八丁右〕

眇立_ノ不相離性_ノ勝劣_ノ差別_ノ一佛法作_ト能違_ヲ二云事也意許_ニ有_ノ四法

云事源深本充_ノ心_ニ也眇_レ謂_ヒ出_ニ能違_ノ作法_ヲ一_ハ但_レ可難言_ノ假他用勝

不得難言實我用劣違自宗故云若意許但有真勝假劣ノ一
者ハ假ヲニモ不可作實我用劣ノ能違ヲ一作ト能違ヲ一習ハ不遮表ノ二門ニハ一是即
非ノ樂爲ヲ一或ル不樂爲ノ意也而若立實我用劣ト者豈能違宗離ニ遮
表ノ二門ヲ一有二差別外ニ一耶爰知ヌ實我用劣ハ拏能違宗ニ可ト被帶一
云事ヲ但雖帶ト假劣真劣ヲ正差別ハ假勝真勝也何乖セン要有二ホノ理ニ一耶
次佛弟子ノ能違ノ時為遮違ニ宗ノ過ヲ假他用勝不帶真他用劣ヲ也如此一
得心ト時有何ノ相違ト一耶況重勘下ノ文ヲ一ハ勝義七十對金七十二不

〔墨付第二八丁左〕

徴彼云必為他用是何他也ハ若說積他犯相符過云假他用劣

非佛法ノ所許ニ何犯ニ立セシ已成ヲ一耶次立者ノ前ニ○无假他用勝ノ躰有此躰一事不

シハシハ

可然ル一屢見ニ衆量ノ作法ヲ大作法ノ有法差別違三還四ノ差別唯識

比量差別ホ皆不樂爲ノ差別ハ敵者ノ前ノ法也此量何獨異ラン余ニ

耶而強ニ立者ノ前ニ有不樂爲ノ躰者有ラン方何ソ凡案スルニ其理ノ樂爲
不樂爲ノ差別ハ必可有法ノ上ノ義ナル若不尔者敵者作ル表詮ノ能違ヲ

時即以別躰ノ法ヲ為ス其宗ト一若轉テ即成ル有法ノ上ノ義ト坎若本ト別躰ノ

法ヲモテ作ルト能違ノ宗ヲ即轉テ成ル有法ノ義ト一者能違ル宗還成リ不樂爲ノ外ニ若以

是一ナル故トイハハ者可知ニ元不樂爲ハ是敵者ノ前ノ義也若只非テ樂爲ヲ不樂爲ヲ不

〔墨付第二九丁右〕

為敵者ノ宗ト實ニ言顯可已ス既^樂不為義替處為有法ノ上ノ義何已セン
言顯ノ自相ヲ耶爰知ヌ立者ノ前ノ法差別ニ有リト所因ノ鉢者頗以无
用也故疏ニ出スル俱差別不成ノ識能反色ノ量ヲ有法ニハ阿頼耶識ト

別ヲハ

心平等根識ト差別能生起轉反ト常任轉反ト差別不樂爲ハ皆

是敵者ノ貯立ノ法也以顯推^ス隱^ヲ其義皆余也若強ニ立者ノ前ニ分別セ二

等^ヲ事者還^テ背^シ衆量ノ軌微ニ或假他用勝ノ鉢拏可云卧具ホ

上ノ義ト一貯謂立ツル必爲他用ト之時設眼ホノ上ノ真他用勝ニテ設ヒ卧具ノ上ノ

假他用勝ニアレ諸ノ他用ノ物悉ク來成意許ノ差別ト一爰ニ立者意

内ニ欲^フテ此^レハ眼等ノ上ノ真他用勝ニ非^レ卧具ノ上ノ假他用勝ニハ□ニ

〔墨付第二九丁左〕

差別^シ別^チニ義^ヲ置^テ能別ノ下ニ故下ノ卧具為同喩^ル其義留^テ為^ル法

宗ノ下ノ法差別ト所以ニ雖同喩^ヲ為^ル法差別ト々々相違其義

能成立^シ依^シ之見^ル流^ク下ノ文ヲ於聲无常量ニ勘^テハ作聲无常

有緣性作聲无常有緣性之差別ヲ付^テ法差別ニ相違^ル

過^ヲ非聲无常有緣性ノ鉢^ハ同喩瓶等之外ニ无其鉢ニ而^ニ雖

付^テ過^ヲ一避^ル不^ニ云^ハ无^キ法差別^ハ故^ニ非^ス過^ニ一依^之ニ四分建立ノ比量ノ不緣

慮自顯ノ法差別ハ即同喩ノ之燈日等也若尔ハ何以假我用无キヲ
勝牀ニ為過不存フシニ勝差別ノ傳ヲ耶會ヲニ此ホノ難ヲニ分明ニ成申

答勝劣差別ノ傳立テ理ニ會スル文ニ事大旨如前ノ重ノ數論宗ノ意五

〔墨付第三〇丁右〕

成スルニ能受用ノ神我ヲニ有五種ノ因ニ今必爲他用ノ量第一ノ聚爲集□故ノ因也所謂積聚ノ物ハ必爲ニ他ノ一用セラル譬ハ如クト云床座等ノ一眼等既ニ積聚ノ法也亦能爲ニ他ノ一可被受用ト其能受用者則是レ神我也故金

七十論ニ云ハ聚集爲他故異ニ德依故食者猶雜獨故五因立

有我聚集爲他故我見世間一切聚集並是爲他譬如床

座等ニ立量之本意偏爲成神我ニ故他用之言惣マ真他

假他雖有一其ノ下ニ立者差別欲セリ是レ真他ニ非ト假他ニ故ニ真他用ハ是レ

樂爲假他用ハ是不樂爲ナリ爰ニ佛弟子先任テ立者之本意ニ勘

真他用勝假他用劣ノ意許ヲ一畢テ以同喩ノ力ヲ樂爲勝ヲ還テ以テ

〔墨付第三〇丁左〕

為劣ト不樂為劣ヲ還テ以為勝畢テ則取不樂為差別ヲ作假
我用勝ノ能違ヲ一也此即專寺ノ主恩大德ノ傳也若夫強立ニ一
勝差別ヲ一者已許神我ノ躰ヲ為ヲ諍ニ用ノ勝劣ヲ一豈立量ノ本意ナニシ
依今此ノ意ニ一見ルニ本充ノ始終ヲ一其數論師眼等五法即五知根卧
具床座即五唯量貯集成法ト者ハ出比量ノ有法同喩ヲ一不積

聚他謂實神我躰常本有積聚他即依眼ホ所立假我无

常轉反ト者ノ任立者ノ矯立ニ汎尔ニ出ニ差別ヲ一也次ハ然眼ホ根不積

聚他實我用勝ク用ヒテ於此受五唯量故由依ニ眼ホ方立假我故積聚

我用眼ホ劣ト者ハ惣先示宗義心然ト分タルコトヲ勝劣ニ次ニ今者陳那即以

〔墨付第三二丁右〕

彼因与貯立法勝劣差別而作相違ト者還テ於前所ノ出ニ已差別

作テ假我用勝ノ能違ヲ一顯非トヲ神我用勝劣樂為ヲ一也其卧具ホ積聚

性故等ト者以同喩ノ力ニ作能違ヲ一時述改テ勝劣ヲ一為劣勝ヲ一旨ト也若

尔勝劣差別ノ旨前後始終悉ク顯ルルヲ本充ノ首尾ニ一耶但ニホ相返

意許ハ者必不如ニハ即ニ二有相違ノ一只言中貯申之別義ノ中ニ且以テ神

我用勝為樂為ニ設劣マレ設勝マレ假我ノ受ノ用是レ不樂為也而立者ノ

前ニ无假他用勝物ニ故不樂為ハ定テ用劣也獨不限此量ニ衆量皆

如此_ニ彼有法差別ノ作非有緣性_ヲ昧設共許ノ有性ノ義_ニマレ設置等ノ
五句_ニマレ傳成作大有緣性_ヲ一時全無被非_ニ義_ニ唯識比量ノ定離

〔墨付第三二丁左〕

眼識色_ハ雖有先徳ノ異義正義_ハ是本質ノ色也_ヲ五八識_ノ取

反一宗許_{セリ}之_ヲ一時_ニ有_{ソト}之_ニ不云有_テ不離色可_ト無離色_ニ豈相

違_ノ昧_{ナラン}哉但敵者取之_ヲ為能違_ト一時必成相違ノ義_ニ離_{トイ}色_{トイハ}心

外取執ノ色也作非有緣性_{トイハ}即實有也_ハ与相違_ニ法而為因故_ト

者指敵者ノ宗_ヲ也故敵者作_テ能違_ニ成_{スレハ}不樂為_ヲ前ノ樂為_ノ所立_ハ定_テ

被非_一也次於無_クトモ勝劣ノ言_ニ可_ト云_云無相符_ノ失_ニ難_ニ者凡置勝劣ノ言_ヲ一事

者使_{源イ}立量ノ本為也但立他用_ト時未顯真他_ヲ而顯_ス勝受用_テ故_ニ成

樂為_ノ所立_ヲト也_ハ論雖無勝字量義意_ニ必然_ト者此也故敵者

勘_ル能違_ヲ一時以_ニ同喩_ノ卧具_ノ假他用勝ノ力_ヲ非樂為_ノ神我勝_ニ故

〔墨付第三二丁右〕

能違_ニ必可有勝ノ言也若作_テ假劣ノ能違_ヲ者同喩又可真勝假

劣物_{ナル}一若尔争_テ可非立者ノ樂為_ヲ一哉豈无相_{ラン}相符_ノ過_一耶_此事_唯

次假我ノ昧用不替義大旨前_ニ成申_カ昧用ノ分齊_ホ能破_{ルト}立

者ノ宗義_ヲ一故能違_ニ更无相符_ノ過_一但於實我ノ例難_ニ者其義

大ニ異ナリ假我ノ一其ノ故者數論宗ノ意者實我ノ受用皆是用勝也
今非レハ用勝ヲ一自ラ成スル實我不用ノ義ヲ一也其所以者數論宗神我ハ受
用ス三德所成ノ廿三諦ヲ一若神我不サル用時ハ諸諦无シ生コト故眼ホノ能用ノ
法其躰常住也今既寸假我ノ劣用ニ一攝是レ劣也豈彼宗ノ本
意ナラン耶非スレハ作用ヲ一還^{介イ}其躰被非一外人元寄^テセテ能用ニ一成其躰ヲ故假實イ二

〔墨付第三二丁左〕

我同ク有勝劣ニ言能違^其貯違ノ義其旨遙異也次敵者ノ宗ヲ立假
勝ト一寸スル何物ニ二云事佛法前假我云テ用勝ト一不表我宗殊ナル要須ハ只為
破^シ立者ノ本意ヲ一於假我ニ置勝ノ字ヲ一也但佛法宗ニハ都无キカ實我ノ用一故ニ
不可有相對ノ義ニ云勝ト一者只如云カ能^ク作ト其事ヲ一也然者或ハ對シ不用ニ
或ハ對^テ自余ノ事ニ一不必定^テ云ニ用勝ト一坎但如此一成者立者ノ前ニハ以同喩ノ
力ヲ一眼ノ受用成^{スト}假勝真劣ニ一思也然者數論ノ前ニハ寸スル實我用
劣ニ一假勝也次ニ本充ノ一段ノ文ノ斷簡如上ニ成^ニ始^メ自此中義說若數
論外道ト云ニ終^ハ至^テ于不須異求應作此解ニ一段ノ始終文相ノ首尾
偏^ニ順^ス勝劣ノ傳^ニ一何依^テ一兩ノ文言ニ一忘^レ義道ノ大德ヲ一耶但勝劣

〔墨付第三二丁右〕

差別而作相違文置樂爲勝劣ヲ二云事如何先ノ立量ノ本意ハ偏ニ

為成^レ神我^ト也故始案立^{スル}二差別^ヲ時^ニ未^タ加勝劣^ノ言^ヲ然而為^ニ避^{ラン}カ
能違^ノ過^ヲ一任^テ義道^ノ必然^{ナル}ニ^ニ後^ニ加勝劣^ノ言^ヲ一也而樂為^ニ不樂為^ニ共^ニ有^ニ
類^ノ意許^ニ者未^テ弁勝劣^ヲ一前^ニ争^ト分^ト傍^ト正^ト意許^ヲ一耶若^ク自始^メ
有勝劣^ノ言^ニ大^ニ乖^{ヘシ}立量^ノ本意^ニ一但^レ所^レ立^ル者^ノ所^レ成^ル立^ル宗^ノ言^ノ顯^ル
有^レ法^法及^レ法也佛[○]者是能別^ノ宗^法必^ク為^レ他^ノ用^ノ法^宗也意^ハ所^レ立^ル
法^宗能^レ別^ル自^レ相^ノ下^ノ真^他用^ノ勝^假他^ノ用^ノ劣^ノ差別也故^ニ与^ト大小^ノ
因^レ明^論与^レ所^レ立^ル法^均ホ^レ義^品文^ニ其^意尤^異ナリ^一次^但可^レ難^言
假^他用^ノ勝^文疑^難尤^有其^謂一但^假我^用勝^實我^用劣^其義

〔墨付第三三丁左〕

同^{ナル}故^於表^詮能^違ニ^一如此^尺一也更^ニ非^文委^曲ニ^ハ一^一次^意許^ノ法^差別^雖
帶^真他^用劣^ヲ佛^弟子^ノ能^違除^ト之^ヲニ^云事^尤似^タコト^恣ナル^ニ一若^假他^用勝^必
帶^真他^用劣^者設^佛弟^子雖^立之^ヲ豈^不ラ^シ帶^之耶^彼唯^識比^量
因^ニ云^テ自^許初^三攝^眼所^不攝^令開^他方^佛色^ニ敵^者小^乘作^能違^ヲ
時^其因^轉他^方佛^色一犯^スハ^ヤ不^定過^ヲ耶^恣會^{スル}文^相一豈^高祖^ノ本^意
意^{ナラ}ン^耶次^勝義^七十^論徵^ノ言^備難^勢一未^得其^意ヲ^一勝^ノ差^別
別^弥乖^ヲニ^此文^ニ一耶^真假^勝劣^俱樂^爲法^差別^ト者^可有^相符^ノ
過^一何^限能^別不^成二能^別有^真假^二可^云一^一分^失一^一假^用勝^能違^ノ
帶^真用^劣者^豈无^ラン^自能^別不^成一耶^故此^文還^勝ノ^違文^也

〔墨付第三四丁右〕

假勝假劣其義ホク、在時難勢徒_{ラニ}唐指_{シヌ}、但此文心者先擦立敵

宗義、問真他用勝欵假他用勝欵_ト也而立者存真他用勝_ヲ、

故假他用_ハ定_テ劣也論文_ニ雖无勝_ノ字、量意必然也故能順_{スル}勝劣_ノ、

傳_ニ耶次以_テ敵者_ノ前_ノ法_ヲ、為假我用勝_ノ、躰_ト云事義文以不可_ル本量_ノ、

言陳_ノ下_ニ勘_ルコトハ_ニ等_ノ意許_ヲ立者_ノ言顯_ノ下_ニ可_レ被_レ常_ニ義也、以_テ立者_ノ不_ル許_レ、

敵者_ノ前_ノ法_ヲ、何爲_{セシ}立者_ノ言陳_ノ下_ノ差別_ヲ、耶況替處_ト者立者_ノ前_ノ、

替處欵將敵者_ノ前_ノ替處欵若如前_ノ者立者_ノ前_ニ必可有別法

遮_ル能違_レ時无別_レ法_ノ者必可已_レ、故若如後_ノ者立者_ノ前_ニ猶言顯

自相已_ス何云不失言顯、耶自相量言陳已者立者_ノ前_ニ已_ス不_スト云_ハ、

〔墨付第三四丁左〕

失言顯_ヲ立者_ノ前_ニ應不失_レ、耶爰以纂要_ノ中_ヘ如成他用_ニ共

許有假他替處不失言顯言无常者無共許有非是識反

無常替處亦失言顯何名差別_云、若用敵者_ノ前_ノ法_ノ者

於_テ聲_ノ无常_ノ量_ノ勘_キ識_ノ反非識_ノ反无常_ノ差別_ニ可有差別相違_一

耶識能反色量差別誰爲_{ナシ}真_ノ過_ニ可_レ於_レ差別相違_ノ種_ヲ

次以同喻_ノ為法差別_ノ事文以不可_ル差別相違_ノ量有法与

法_二下_ニ勘樂為不樂為_ノ差別ヲ_一以因_一成_一令違_一以同喻_一破_一立_一
一若无不樂為法差別成何物ヲ令違樂為_ノ宗_一耶若

夫其_{又イ}躰同喻者以何_ノ力_一破樂為_一立_一不為_一耶付中未說

〔墨付第三五丁右〕

同喻々々ノ上ノ義暫ク成ルヲ差別ノ種ト一取下シテ立同喻_一耶能別之下_ニ

无物躰以テ何為_ノ其躰_一論_二等_一差別ヲ_一耶以例思_ニ之理門論_ノ

中立有法_一成有法量_ニ云烟能有_{ハシ}火_ヲ以是_レ烟_ヲ如_ク余烟_ノ

此則_レ眈依不成眈別不成並有作法也何_{トナラ}者取_リ下_テ有法_ヲ

立因_ニ畢_レ无眈依有法_ニ无_シ極成_ノ眈別_ニ有此_ノ二過_一也例_{スル}此_ニ可

余哉依之勘淄洲大師ノ解尺ヲ大乘師寸_ヲ小乘立量_ニ云極

成意識_ハ必有_ハ俱生増上_ノ別依極成_ノ六識隨一攝_{スル}カカ_ニ故_ニ猶_シ如_クト

五識要集_ニ於此量_ニ勘_ニ法差別_ヲ云極成意識_ハ應_シ不_レ用_テ第

七_ツ爲俱有_ノ別依_ト極成_ノ六識隨一攝_{スル}カカ_ニ故_ニ如_クト_シ五識_ノ淄洲大師破_ヲ

〔墨付第三五丁左〕

之_ツ若_ク云不用_テ第七識_ヲ爲俱有_ノ別依_ト者但遮_ニ非表_ニ无_レ有_レ別法_〇与_ト

作爲_ニ因爲相違因耶_云此則同喻_ノ五識之外_ニ无_シ非第

七識俱生別依不樂爲躰故非ト法差別難也外人絃管聲ノ量要集ニ貯勘ニ法差別難破之趣亦以同シ之若以テ同喻爲法差別者豈不ラシ乖此等文理ニ耶四分建立ノ立量非真ノ作法何可キヤ到約勞ラ外人聲无常量勘作聲无常有緣性非作聲无常有緣性意許事者

六問付答申猶非無疑始先与六貯立法勝劣差別分貯立法者言陳自相事其理雖難思貯立者實有二重云貯立

〔墨付第三六丁右〕

法差別專可意許宗文理門正理常途施設也尤可

云意許宗耶次勝義七十論微言料簡申事不可

然問神我用勝假我用勝弥成勝義勝劣傳禾積不

談他微可相配二等意許也今料簡未得其旨次以敵

者前法為不樂爲違纂要言二共許有文云事楞嚴

先德會比事云大乘全不許非識反无常故遮識反

无常故時亦失言顯敷論不許跟ホ假用勝然同喻卧具

共許假用勝由此替處不失言顯云云况佛法意不許假

我用劣設不樂爲用劣何違二共許有文耶次以同喻

〔墨付第三六丁左〕

爲法差別事例證非一先付規模執徹大作法有法差

別子嶋上綱斷導傳存實等五句義同喻同異性也

在其中豈以同喻非爲法差別耶違三違四法差

別不樂爲取同異和合二句豈不攝如色聲ホ言耶

四分建立比量文如何不顧衆量執式忽成申非真

過相耶

答与眇立法勝劣差別文如前重成申言陳一重所立已

眇立法也必不可限樂爲眇立見本充前後其旨實分

明也或云先條前因能成眇立法自相云或述數論所立

〔墨付第三七丁右〕

眼等有法必爲他用法之自相極成意許宗者此等文何

爲會次勝義七十微難文料簡是齊恩寺僧都之

傳也退思其旨道理實可然先敵者問意本知立敵

二家義故二樣中汝問存何義人之意敵者義立假用勝

同喻能相順立家立實我用勝与喻相違一知故也然

者此問宗本計也爰立者區雖不答搜彼宗計立神

我用勝也定置也此上立者既於跟ホ云神我用勝

無疑假我用劣知訖欲成文限神我假劣分自成不
樂為也今付此知勝劣有二故一唯以神我用勝為樂為

〔墨付第三七丁左〕

既無二物^是二者假用勝与真勝相違義是敵者前
義也其上不違真用勝自有言陳假以之知非二勝也故
此文能勝劣傳證據也次敵者前法為不樂為義楞
嚴解尺纜一相會尺也設於今作法者且許同喻上
假用勝故有二共許有義自余違三違四ホ作法即
實離實有性彼此宗全不許名字故尤難有二共許
有義豈不失言顯耶故粗見往尺文自問此意無到
會尺耶定知立此義之時此難無會通方云事^ヲ次
同喻為法差別事實違三違四等作法其旨顯

〔墨付第三八丁右〕

然也曰明作法門故且舉^テ同喻出^ス牀ノ物ノ外ノ余法^ヲ為不樂
為差別也然而立宗之時同異喻義定故雖不舉其牀^一
争不取同喻耶故不遁望同喻難^一准思之^一出相違因^一
有重々作法^一如四分建立比量^一者以不樂為^一能違宗^一

時非有法上義^一故犯違宗過^二故更非前邪後正之
相違因^三纔雖過種^四全非真過^五以同喩^六爲法差別者
犯不可成真執徹歟如違^三違四ホ^二者兩犯隨意量
也何強爲相違^二故以自餘比量^二不可難正因執徹^一

此事如不樂爲差別抄能々尋明習之

訓読文

〔墨付第一九丁左〕

問ふ。法差別相違の作法如何。

答ふ。數論師の佛弟子に對して量を立てて云く「眼ホは必ず他のものに用ゐらるべし、積聚性なるが故に、臥具ホの如し」^①と云ふ。是れ其の作法也。故に『論』に云く「法差別相違因とは、眼等は必ず他の為に用ゐらる、積聚性なるが故に臥具等と説くが如し」^②と云^③。

問ふ。余らば此の量に於て闕後二相をして能違を勤ふこと方に如何。

答ふ。眼等とは有法の自相、必ず他の為に用ゆとは法の自相也。今此の法の自相の下に神我他の為に用ゐらるるは勝れ、假我他に用ゐらるるは劣とは意許の差別也。立者の樂為は、神我他用勝の宗を立てんと欲す。而して同喩の「臥具等」^④は是れ假我の他のために用ゐらるること勝るの物にして神我の他のために用ゐらるること勝るの物には非ず。眇立の宗に望むるに、轉じて宗異品に分れぬ。「積聚性なるが故に」^④の因に、

〔墨付第二〇丁右〕

彼を轉じて同无異有にして闕後二相の故に。能違を作して云く、眼等は必ず假我の他の為に用ゐらるること勝るものは積聚性なるが故に、臥具ホの如しと。此れ其の作法也。故に『論』の「此の因とは能く眼ホは必ず他の為に用ゐらるることを成ずと云ふが如く、是くの如く亦能く矧立の法差別と相違する積聚なる他に用ゐらるることを成立す。諸の卧具等は積聚なる他の為に受用する矧なるが故に」^⑤と云。『充』に此文を尺して云く「此れは矧由を尺す。比量を成じて云く、眼ホは必ず積聚なる他のものの為に用ゐらるること勝るものは、積聚性なるが故に、臥具ホの如し」^⑥と云。或は神我の他のために用ゐらるること勝ると假我の他のために用ゐらるること勝るとの差別を勘ふ為ぞ、二ホの差別、先徳の傳も有る可き也。^③問ふ。二傳出すに付きて、俱に難有り。先づ初傳に付て、夫れ差別相違の量は言頭の自相の下に能差別所差別の二ホを勘へ、樂為の意許の為に能違を作るの時は、或は遮詮に立てて直ちに樂為の宗に非じ。或は表詮に作りて不樂為を取りて

〔墨付第二〇丁左〕

敵者の宗と為すと。矧以に假我の他のために用ゐらるること勝るの能違宗に准ずるに、不樂為の差別、亦假我の他のために用ゐらるること勝る可きや。況や神我のために用ゐらるること勝ると假我のために用ゐらるること劣るの意許を勘へて能違に假我のために用ゐらるること勝るの宗を立てるは、二ホ差別は俱に言頭に非ざるの自相を被りて已ぬ可し。之に依りて『本流』の解尺を勘ふるに「彼が因を立てる意は、非積聚なる他のものい用ゐらるること勝ることを成ぜんとすなり、其の積聚なる他のものに用ゐらるること勝るは即ち是れ異品なり」^⑦と文。已に「其の積聚なる他のために用ゐらるること勝るは即ち是れ異品

なり」^⑧と云ふ。定めて知ぬ、不樂為は是れ積聚なる他のために用ゐらるること勝なりと云ふ事を。次に傳は又然る可からず。『疎』の文を見るに「今は陳那は即ち彼の因を以て矧立の法の勝劣とせる差別の与めに而して相違を作る」^⑨と云^三。勝劣差別の旨、其の文實に分別明らか也。誰か之に背きて勝々の意許を存せん耶。抑も二の傳の中には何れの義を存する耶。

〔墨付第二一丁右〕

答ふ。勝劣と勝々の二の傳は古來の異端なりと雖も勝劣差別の傳は義家の多分の談也。凡そ數論師の意は、常住の神我を立てて眞實の受者と為し、諸法无我の家は其の躰を許さざるが故に三支の比量を立てて了宗の決智を引んと欲す。是を以て必ず他の為に用ゐらるるの言陳の下に神我・假我の二用有りと雖も假他の用ゐらるる義は立敵極成せり。神我の他のために用ゐらるるの義は獨り立量の樂為と為す。而して神我は用勝し假我は用劣せり。真假二他の勝劣、自明と言はざる也。故に『充』に尺するに意許の差別の能違を作ることを勘へて「今は陳那は即ち彼の因を以て矧立の法の勝劣とせる差別の与めに而して相違を作す」^⑩と云^三。「勝劣差別と云ふは、余の差別を嫌へり。誰か此文に向ひて勝劣の傳を存せざらんや。但、能違の宗に准ずるに、勝々の意許を用ゐる可きと云ふ難には假我用劣の法差別は則ち能違の宗の假我

〔墨付第二一丁左〕

用勝也。劣と云ひ勝と云ふ其の詞は、異なりと雖も假我の上の受用其の躰替ること無し。此は是れ不樂為の差別を以て敵者の宗と為るに非ず耶。故に能違の宗、全くの二差別の外に出でず。並て二等に非る過有る可からず。次に闕後二相の『充』の文に至るは、彼れは因をして闕後二相を顯せしめ同喩を異品に勘へ

る時、積聚なる他のために用ゐらるること勝るの臥具、不積聚なる他のために用ゐらるること勝るの宗の異品と成ることを。樂為不樂為の二差別を明して「積聚なる他のために用ゐらるること勝る、不積聚なる他のために用ゐらるること勝る」と云ふには非ず。故に過無しと答へ申す可し。

問^四ふ。答へ申し存す傳に付ひて猶然る可からず。凡そ衆量の作法を勘へて差別相違の軌徹を案ずるに樂為不樂為の二類は必ず相返の差別也。彼の四分建立の比量の緣慮非緣慮の自ら唯識比量の定離非

〔墨付第二二丁右〕

定離の色を顕す。違三違四の法有法の差別、大ひに法有法差別ホと作す也。而も真勝假劣は已に相順の義也。何ぞ樂不樂の二宗に分れむ。是を以て數論の宗計を尋ぬるに真の他のために用ゐらるること勝るの物は必ず假の他のために用ゐらるること劣る也。假の他のために用ゐらるること勝るの物は、皆真の他のために用ゐらるること劣る也。故に『疏』主、正しく彼の本計を出すとして「然るに眼等の根をば不積聚にして他のものなる實我に用ゐらるること勝れたり。親しく此を用ゐて五唯量を受くるが故に。眼等に依りて方に假我を立つるに由るが故に。積聚なる我は眼等を用ゐらるること劣なり乃至故に臥具に於ては假他の用ゐることは勝れ、實我の用ゐることは劣なり^五」と云。若し尠らば真の他のために用ゐらるること勝れたるを以て矧立と為すの時、假の他のために用ゐらるること劣なりは随て樂為に属す可し。何ぞ相順の義を顧りみず横に相翻して差別と爲せん、況や敵者、表詮の能違を作る時、必ず

〔墨付第二二丁左〕

意許に任せて不樂爲を成す。而して意許を用ゐること劣なりと勘へて能違を用ゐること勝れたりと立てば方に衆量の規徹に背くと云ふ。是を以て『本充』の解尺を見るに假の他のために用ゐらること勝れたり能違の宗は則ち不樂爲の差別なりと見たり。矧謂「此の自相の上に意の所許なる積聚なる他のものを用ゐらることと不積聚なる他のものを用ゐらること」¹²とは、樂爲不樂爲の差別を出で立つ者也。「彼の積聚といふ因を今更に改めず」¹³等とは敵者の積聚性の因を以て意許の法差別の積聚なる他のために用ゐらるることを成立して能違宗と爲すことを明かす也。「眼等も亦是れ積聚性なるが故に應に臥具の如く、亦、積聚なる假我の爲に用ゐらること勝れたり」¹⁴とは能違宗と爲し、不樂爲の積聚なる他用の差別は則ち是れ用勝なる義をあかす也。明らかに知んぬ、不樂爲の積聚なる他用は是れ用勝なりと云ふ事を。次に、假我用勝の能違の時、

〔墨付第二三丁右〕

不樂爲の法差別、被非にあらずと云ふ事明らかならず。勝と云ひ劣と云ふ其の義、水火の如し。假我用勝は、何ぞ假我用劣にあらずらん耶。是を以て『充』文を勘へふるに「但だ難じて假他用勝と言ふ可きのみ、難じて實我用劣と言ふことを得ず。自宗に違するが故に」¹⁵と云。實我の勝劣已に能所と爲す可しと云ふ、假我の勝劣の例に非ずといふこと然る可き耶。假我用勝は、若し假我用劣に非ずといはば、能違の宗猶二等の意許の外に成じぬ。矧以に勝々差別を存すの時、全て此等の難を離れん耶。

(一行抹消)

(一行抹消)

(八字抹消) 次に勝劣差別の文を以て證と爲す事、

[墨付第二三丁左]

然る可からず。數論の宗の義もとより真假の用勝互に用劣を帯びるが故に、且く非樂爲の宗の真他用勝假他用劣、假他用勝の能違を作すと云ふ也、此の文二ホ差別を置くといふは、何ぞ勝劣の差別の爲に相違を作すと云ふ耶。次に其の積聚他用勝の『充尺』實に闕後二相の作法を明かすと雖も喩を立てるの假用勝即□不樂爲の意也。貯違の異品は是れ能違の同喩なると。故に之に依りて清水上綱、此の文に依りて勝々の傳を存すと見たり。何ぞ此ホの文理に背きて強ひて勝劣差別の傳を存し申すや。

答ふ。凡そ勝劣勝々の二の傳は上古の賢哲、近來の學者互に文理を立て久く雌雄を諍ん。淺才の立者二義の是非を争ひ定めむ。但だ、善珠・平備・真惠・道詮等の依憑の義家、勝劣の傳を置きて存すが故に且く此の義に付きて聊か其の旨を成ぜんむといはば、凡そ勝劣差別の傳、能く數論の宗計に順じ妙に因明の軌徹に叶ふ、大ひに劫比

[墨付第二四丁右]

羅の宗計を案ずるに廿五諦を立てて具さに一切の法を攝す。第二十五の神我諦、境界を受用せんと欲するの時自ら真性(自性也)の三徳(二十三諦中は薩埵刺闍答摩と)展轉して廿三諦を生ずるが故に、眼ホの五知根を起して必ず神我の爲に受用する貯也。今、此の第二十五の其の諦、躰は常住にして其の量も虚空にホし。佛法は無我なるが故に更に信じ難き也。故に數論、彼を信ぜしめ過を避けんが爲に比の量を案立するの時、法有法の宗依に神我を置くとは、宗依を成ぜず。樂爲を立て難きが故に共許所用の眼ホの躰を

置きて、矯りて此の能用の我躰を顯し、立量の本意更に他を過らず。只、神我の一法を成じ、假我の共許の義を成ずとは欲せず。又、二我の用不用及び用の勝劣の義を成ずと欲せず。數論誤りて眼ホに於て假我の用劣を許すとも更に今時の眇成に非ず。何ぞ横に此の量の爲に樂爲となるが故に『本流』に立量の本意を述べるには云く「此の中の義を説く。若し數論外

〔墨付第二四丁左〕

道、佛弟子に對して意に我を受者と爲して眼ホを受用することを成立せんと欲す」。或いは、彼の因を立つ意は非積聚他用勝と成ずとなりと述ぶ。惣じて『本流』の上下、『義斷』『纂要』ホの處々の文尺、皆樂爲は唯だ神我用と見たり。爰に樂爲は我知者に在りと雖も其の詞を貫通して真假二他を兼たり。一つは是れ樂爲也。二つは是れ不樂爲也。而して樂爲の神我は是れ能受用の法、即ち用勝の用也。不樂爲の假我は、躰は是れ眼ホに別の躰に非ず、和合集成して實有に非ざるが故に又用劣の用也。是れ此の量の始たる義に非ず。劫比羅一宗の本計也。若し余らば、二差別の勝劣の宗義必然なり。更に詞を待つ可らざる者也。爰に以て『義斷』の「真他は假他をば成ぜずと雖も他も自も同じく許すが故に真他を成ずとを眼ホを假他用に用るざれといふこと有りて言顯に違せざるが故に差別に違す」^⑧の尺と『纂要』の「法差別は言陳の他用、他において真と假と有り二の各々に躰有り。真の

〔墨付第二五丁右〕

假を成ずに違す、仍て他に違せざるを但だ差別と名づく」^⑨の文は、皆假他の用劣を以て不樂爲の差別と爲すと見たり。但、真他用勝は假他の用劣を帶するに彼の宗の法相なりと雖も立量門に臨みて必爲他用と

神我の能用を立て樂爲と爲る時は假他用劣の物を自ら分けて不樂爲とす也。故に『流』の「眼ホは有法なり。事を指して顯に陳す。他の爲に用ゐらるるとは法なり。方便して顯示す。意は必爲たる法の差別なる不積聚たる他の實我に受用せらるることを立てんとすなり」^⑧と云。比量門の量習を以て汎余の道理にホし可からず。次に真勝假劣は相順の義也と云ふ事、更に他の許す所ならざるを以て、言に真假ホしと雖も水火に異なり、用の義勝劣同じなるに似たれども、雲泥の如し。立者偏に真他の用勝を成ずと欲す。假劣、豈に不樂爲を分かつざる耶。故に衆量に背くと云ふ難有る可からず。況や樂爲の法差別に、并に真假、不樂爲にも有り、又假勝の真劣にも有る可し。

〔墨付第二五丁左〕

若し余らば、一の自相の下に四の意許有る可し。豈に要す二ホの義有る耶。しかのみならず、立者の所違に樂爲を成ず時、一分相符の過有る可し。假他の用劣有るが故に。敵者の能違に不樂爲を成ず時、違宗の過有る可し。實我用劣を帶するが故に。次に今此の假我の他用を立者に望めて用劣と名づけ神我の用勝に對するが故に敵者に望めて用勝と名づく。因喩力に由るが故に立に見、敵に見て勝と云ひ劣と云ふと。假我受用の義、功能異ならず。本性是れ一也。故に假我的用勝の能違の宗、即ち不樂爲の假他の用劣を取る也。須らく能違の宗をも假他の用劣と立つべけれども、相符の過有ることを恐れて劣を改めて勝と爲す也。勝劣の名言、今耽諍に非ず。何ぞ之を以て疑難と爲すや。故に『流』の前後の文、全く疑難「相違」に非ず。次に闕後二相の『流』の文は假我的用劣の差別を以て死に假我的用勝と名づく。

〔墨付第二六丁右〕

樂為の宗異品を以て不樂為の差別の同喩と為る。更に相違無し。況や樂為の宗異品は未だ必ずしも不樂為の宗同品にあらず。彼の唯識比量の同喩の眼識には定めて眼識に離るる色に非ざるの樂為の宗に望みて宗異品に勤ふるに識は色に非ざるが故に亦定めて眼識に離るるの色の不樂為の同喩にもあらざる耶。次に清水の上綱、勝々差別を存すと云ふ事、未だ慥なる説を見ず。『略纂』を勤ふに「古師の義に順ず法差別の如きは勝劣の言を置かず」^⑩と云。此れに准ずれば、還つて勝劣の傳を存すと見たり。次に「勝劣の差別とし、而も相違を作す」^⑪の文は、専ら此の義の證據也。文相の首尾更に異端を生ずと致す可からず。先重に成じ申す如し。但だ勝劣の為に相違を作すとは、「必ず他の為に用ゐらるる」^⑫の言陳の下に多差別の義有る中に今且く勝劣の差別に約して相違を作すと云ふ也。重たる心は、矧立の法の下に勝劣の差別の中、真勝の樂為の為に

〔墨付第二六丁左〕

相違を作すと云ふ也。故に次の下文に「法の自相にも非ず、亦法の上の一切差別をもって皆相違を作すにも非ず。故に『論』に但だ所立の法の差別と相違す言ふ」^⑬と云。故に過無しと答へ申す可し。

五精義の重
問ふ。答へ申すに付きて猶然る可からず。『楞嚴注尺』^⑭に載る所の三の難、其の理未だ極らず。先づ差別相違とは自相の言陳の下に相違の二義有て、ホク言陳を帶す。二義並て成ずこと能はず。若し一義を立てれば一義は必ず成ずこと無し。矧以に立者、此の一義を取りて樂為と為りぬれば、彼の一義をば違して立すること無し。敵者不樂為の一義を取りて矧立と為し、樂為の一義は違して非せ被る。若し二義を相順し

て二ホと為せば、眇違に樂爲を成せんと欲すれば、不樂爲自ら能違に成ぜ被る。樂爲を非と雖も専ら非に難きを耶。若し夫れ不樂爲、立者の眇存ぞと雖も此の量の時、眇立ならざるが故に之を不樂爲の差別と名づくは、敵者勝劣の言を置かずして能違を作すとも猶相符の過无かる可し。

〔墨付第二七丁右〕

能く本眇立の宗を破するや、故に彼无に余らずば、此の義尤も立ち難きとぞ。次に能違の宗に不樂爲の不可とい非せらるると云ふ事尚ほ明らかならず。若し假我の用劣即ち假我の用勝に其の躰一なりといはば、能違に攝め相符の過有る可し。若し勝劣異なるが故に此の過无くば、還て二ホを非ざるに成じぬ。何ぞ一の過を遁がれんが為には假用の躰を江湖にホくし、一の過を避けんが為に勝劣の義を雲泥に分たん耶。況や不樂爲の劣、還て勝たると為すを以ての故に假我の用劣即ち假我の用勝なりといはば、樂爲の勝還て劣と為すを以ての故に神我の用劣則ち神我の用勝なる可し。若し余らば、如何ぞ神我の用勝を非と為し、實我の用劣と立つ可けれども自宗に違するが故に此くの如く非と立つと言ふ耶。既に神我の用勝を難ずるが為に神我用劣と立つ可きと云ふ。明らかに知んぬ。實我の勝劣別なりと云ふ事を。實我勝劣、若し

〔墨付第二七丁左〕

異ならば假我の勝劣然る可きを耶。次に能違宗の假我用勝の勝といはば何物に對する耶。勝劣相寸の法は實我の用劣に寸して假我の用勝と立つ可し、佛法は實我用劣を立てず。何ぞ假我用勝と云ふ耶。次に『本流』の一段の文に付きて、斷簡申す旨は、勝々傳文深く文相に叶ふと謂ふこと无きに非ずと雖も其の旨前前の重の如く、但「勝劣差別」^②の文并撮べて勝劣の證據と為し難し。既に云く「眇立法と」^③は明らかに

所違の宗を出す也。若し夫れ此の文二差別を置くといはば、法とは是れ何れの法ぞ能別の言陳歟。將た意許の宗歟。若し言陳ならば既に法差別と云ふ、差別を以て即ち法と名づく也。豈に言陳ならん耶。若しくは意許を以て法と名づく歟。此の法豈に樂為に非ざらん耶。況や所立の法とは『理門』・『正理』・『本流』『斷』『纂』の處々の尺文の中に皆樂為を以て矧立の法と名づく。豈に二差別に通せん耶。知んぬ、樂為の

〔墨付第二八丁右〕

矧立の不相離性の勝劣の差別の為に佛法能違を作すと云ふ事也。意許に四法有ると云ふ事、源の『本流』の心を探る也。所謂、能違の作法を出づるに「但、難じて假他に用ゐらるること勝れたりと言ふ可し、難じて實我に用ゐらるること劣ると言ふことを得ず。自宗に違するが故に」と云。若し意許、但真勝假劣の二有らば、假をも實我の用劣の能違を作す可からず。能違を作すと習はば遮表の二門には超へず。是れ即ち樂為に非ずして不樂為と成じる意也。而して若し實我の用劣と立てば、豈に能違宗、遮表の二門を離れて二差別の外に有る耶。爰に知んぬ。實我の用劣は能違宗に攝し帶せ被るる可きと云ふ事を。但、假劣と真劣とを帶すと雖も正き差別は假勝と真勝也。何ぞ要す二ホの理に有るに乖かん耶。次に佛弟子の能違の時、宗の過を違すを遮さんが為、假他の用勝は真他の用劣を帶せざる也。此くの如く心得る時、何の相違と有らん耶。況や重ねて下の文を勘ふに『勝義七十』が『金七十』に對して

〔墨付第二八丁左〕

彼を徴して云く、必ず他のものの為に用ゐらるるとは是れ何の他のものや。若し積「聚」なる他のものを説かば相符の過を犯す」と云。假他の用劣は佛法の許す所に非ず。何ぞ立てて已に成ずことを犯せん耶。次

に立者の前に此の躰有りて假他用勝の躰无き事、然る可からず。屢々衆量の作法を見るに大作法の有法差別、違三違四の差別、唯識比量の差別ホ、皆不樂爲の差別は敵者の前の法也。此の量、何ぞ獨り余に異らん耶。而るに強ひて立者の前に不樂爲の躰有らば、方に何ぞ凡そ其の理を案ずるに有らんや。樂爲・不樂爲の差別は、必ず有法の上の義なる可し。若し尠らずんば、敵者表詮の能違を作る時、即ち別躰の法を以て其の宗と爲す、若しくは轉じて即ち有法の上の義と成ずる坎。若しくは本と別躰の法をもって能違の宗を作すとて即ち轉じて有法の義と成じるとは、能違の宗還て不樂爲の外に成じぬべし。若しくは是れを以て一なるが故といはば、知る可し。二元もと不樂爲は是れ敵者の前の義也。若し只樂爲に非ずして不樂爲を

〔墨付第二九丁右〕

敵者の宗と爲さず。實に言顯已す可し。既に不樂爲の義に替る處、有法の上の義と爲る、何ぞ言顯の自相を已せん耶。爰に知んぬ。立者の前の法差別に所因の躰有りといふは、頗る以て无用也。故に『沓』に「俱に差別不成の識能反色の量」⁸を出ずるに、有法には阿頼耶識と心平等根識との差別あり、能別をば生起轉反と常住轉反との差別あり、不樂爲は皆是れ敵者の所立の法也。顯を以て隱を推すに其の義皆余也。若し立者の前に強ひて二等を分別せば、還て衆生の軌徹に背かん。或いは假他の用勝の躰、攝て卧具ホの上の義と云ふ可し。所謂、必爲他用と立つるの時、設ひ眼ホの上の真他の用勝にあれ設ひ卧具の上の假他の用勝にあれ諸の他用の物は悉く來りて意許の差別と成る。爰に立者の意内に此れは眼等の上の真他の用勝にして卧具の上の假他の用勝には非ずと欲ふて□

〔墨付第二九丁左〕

二義を差し別ちて能別の下に置き、故に卧具を下して同喩と為れども其の義留て法宗の下の法差別と為す。昨以に同喩を法差別と為すと雖も差別相違其の義能く成立しぬ。之れに依りて『无』の下の文を見るに〔「聲は無常」の量に於て「聲は無常なり、有缘性なるがゆへに……作す」^⑧「聲は無常なり、有缘性に……作すに非ず」の差別〕^⑨を勘へて法差別の相違の過を付すを、「聲は無常なり有缘性のゆへに……非ず」^⑩の躰は、同喩瓶等の外には其の躰無し。而るに過に付きて避けると雖も法差別无きやと云はず、故に過に非ずとすれば之に依りて四分建立の比量の縁慮せざる自顯の法の差別は即ち同喩の燈日等也。若し余らば、何ぞ假我の用勝の躰无きを以て過と為し二勝差別の傳を存せざらん耶。此ホの難を會して分明に成じ申せ。

答ふ。^五勝劣差別の傳、理を立てて文を會する事、大旨前の重の如し。數論宗の意は、

〔墨付第三〇丁右〕

能く受用の神我を成ずるに五種の因有り。今必爲他用の量は、第一の聚集の爲に□故の因也。所謂、積聚の物は必ず他のもの爲に用ゐらる。譬へば床座等の如くと云ふは眼等既に積聚の法也。亦能く他のもの爲に受用せ被らる可し。其の能く受用すとは則ち是れ神我也。故に『金七十論』に云く「聚集他の爲になすが故に。三徳に異なると依との故に。食者と獨離との故に。五因、我の有を立つ。聚集他の爲になすが故にとは我れ世間を見るに一切聚集は並びて是れ他の爲になす。譬へば床座等の如し」^⑪と云^云。立量の本意は、偏に神我を成ぜんが爲なり。故に他用の言、惣じて真他假他有りと雖も其の下に立者差し別ちて是れ真他にして假他に非ずと欲せり。故に真他用は是れ樂爲なり。假他用は是れ不樂爲なり。爰に、佛弟

子は先に立者の本意に任せて真他の用勝・假他の用劣の意許を勘へ畢りて、同喩の力を以て樂為の勝を還て以て

〔墨付第三〇丁左〕

劣と為し、不樂為の劣を還て以て勝と為し畢て、則ち不樂為の差別を取り、假我の用勝の能違を作す也。此れ即ち専寺の主恩大徳の傳也。若し夫れ強ひて二勝差別を立つとは已に神我の躰を許す、用の勝劣を諍ふが為に豈に立量の本意ならん耶。今此の意に依りて『本流』の始終を見るに「其の數論師は、眼等の五法は即ち五知根なり、卧具・床座は即ち五唯量に集成せらるる法なり」^⑧とは、比量の有法同喩を出ず。「不積聚なる他とは、謂く實の神我にして躰は常にして本有なり、其の積聚なる他とは、即ち眼ホに依りて立つ所の假我にして无常にして轉反す」^⑨とは、立者の矯りて立つに任せて汎余に二差別を出づ也。次に「然るに眼ホの根は不積聚にして他のものなる實我に用ゐらるること勝れたり。親しし此を用ゐて五唯量を受くるが故に。眼ホに依りて方に假我を立つに依るに由るが故に。積聚なる我は眼ホを用ゐること劣なり」^⑩とは、惣じて先に宗の義示すこと心然として勝劣に分かちたることを。次に「今は陳那即ち

〔墨付第三一丁右〕

彼の因を以て所立の法の勝劣とせる差別の与めに、而も相違と作す」^⑪とは還て前に出ず所の差別を已して假我の用勝の能違を作して神我の用勝の樂為に非ざることを顯す也。「其の卧具ホは積聚性の故に等」^⑫とは、同喩の力を以て能違を作る時、勝劣を改めて劣勝と為る旨を述す也。若し余らば、勝劣差別の旨は前後始終悉く『本流』の首尾に顯るるを耶。但、二ホ相返の意許は、必ず即ち二を離れて相違有るに如か

ず。只言中に申す恥の別義の中に且く神我の用勝を以て樂為と爲し、設へ劣であれ設へ勝であれ假我の受の用は是れ不樂為也。而も立者の前に假他の用勝の物无きが故に不樂為は定て用劣也。獨り此の量に限らず。衆量も皆此くの如し。彼の有法差別の作非有緣性の躰、設へ共許の有性の義にあれ設へ實等の五句にあれ、傳は作大有緣性を成ず時、全て非を被むる義無し。唯識比量の定めて

〔墨付第三一丁左〕

眼識を離るる色は、先徳の異義有りと雖も正義は是れ本質の色也。五八識の所反と爲ること一宗之を許せり。一時に之れ有りと。不離色有りて離色无く可しとは云はず。豈に相違の躰ならん哉。但、敵者は之を取りて能違と爲す時、必ず相違の義と成ず。離といひ色といふは心外取執の色也。作非有緣性といふは即ち實の有也。「相違法と而して因と爲すが故に」[※]とは、敵者の宗を指す也。故に敵者は能違を作して不樂為を成ずれば、前の樂為の所立は定て非を被むる也。次に勝劣の言无くとも相符の失无かる可しと云ふは難には、凡そ勝劣の言を置く事は源は立量の本為〔意か〕也。但、他用と立つ時、未だ真他を顯さず。而るに勝受用を顯すが故に樂為の取立をと成ず也。『論』に勝の字无きと雖も量の義意は必然[※]といふは此れ也。故に敵者、能違を勘ふる時、同喩の卧具の假他用勝の力を以て樂為の神我勝に非ざるが故に

〔墨付第三二丁右〕

能違に必ず勝の言有る可き也。若し假劣の能違を作すとは、同喩又真勝の假劣の物なる可し。若し余らば争ひて立者の樂為に非ざる可き哉。豈に相符の過无からん耶。此の事、唯尋む習ふ可し。次に假我の躰用、替へざる義は大旨前に成り申すが如し。躰用の分齊ホしく能く立者の宗義を破すると。故に能違に更に相符の過無し。

但、實我の例難に於ては、其の義大に假我に異なり。其の故は數論宗の意は實我の受用、皆是れ用勝也。今用勝に非ざれば自ら實我不用の義を成ずる也。其の旨以は數論宗の神我は三德所成の廿三諦を受用す。若し神我用るざる時は諸諦生ずること無し。故に眼ホの能用の法は、其の躰常住也。今既に假我の劣用に寸して攝して是れ劣也。豈に彼の宗の本意ならん耶。作用をして還て其の躰に非ざれば、非を被る。外人元より能用に寄せて其の躰を成ずるが故に假實は一

〔墨付第三二丁左〕

我同く勝劣の有りと言へば、其の能違・眇違の義其旨遙かり異也。次に敵者の宗を假勝と立て何物に寸すると云ふ事ぞ。佛法の前に假我を用勝と云ひて我宗を表さず、殊なる要須は、只立者の本意を破さんが為に假我に勝の字を置く也。但、佛法は宗には都て實我の用无きが故に相對の義有る可からず。勝と云ふは、只能く其の事を作すと云ふが如き也。然らば、或いは不用に對し或いは自余の事に對して必定して用勝と云ふにはあらざる歎。但、此くの如く成ずるは、立者の前には同喩の力を以て眼ホ受用して假勝真劣に成ずと思ふ也。然らば數論の前には實我の用劣に寸する假勝也。次に『本流』の一段の文の断簡は上に成ずるがと如し。始め「此の中の義を説く。若し數論外道」^④と云ふより終り「須く異求すべからず。應に此の解を作すべし」^⑤に至るまで一段の始終の文相の首尾偏に勝劣の傳に順ず。何ぞ一兩の文言に依りて義道の大徳を忘れん耶。但、「勝劣の

〔墨付第三三丁右〕

の差別の与めに、而も相違を作す」^⑥の文は、樂爲勝劣を置くと云ふ事、如何ぞ先の立量の本意は偏に神

我と成ぜんが為や。故に始め二差別を案立する時には、未だ勝劣の言を加えず。然而に能違の過を避けんが為に義道の必然なるに任せて後に勝劣の言を加へる也。而も樂為・不樂為に共に二類の意許有るは、未だ勝劣を弁ぜざる前に傍正の意許を争ひ分かつ耶。若し始めより勝劣の言有らば、大いに立量の本意に乖くべし。但、聆立とは聆成立の宗の言顯の有法と及び法也。法とは是れ能別の宗法、必ず他のものの為に用ゐらるるの法宗也。意は所立の法宗の能別の自相の下の真他用勝と假他用劣の差別也。故に大小の因明論の「所立法と均ホの義品」^④の文とは、其の意尤も異なり。次に「但、難じて假他用勝と言ふ」^④の文の疑難尤も其の謂有り。但、假我的用勝と實我的用劣とは、其の義

〔墨付第三三丁左〕

同じなるが故に表詮の能違に於て此くの如く尺す也。更に文の委曲には非ざる坎。次に意許の法差別、真他の用劣を帶すと雖も佛弟子の能違に之を除くと云ふ事、尤も恣なるにせ似たること、若し假他の用勝、必ず真他の用劣を帶すとは、設へ佛弟子之を立つと雖も豈に之を帶せざらん耶。彼の唯識比量の因に「自ら許す初三に攝め眼聆に攝めず」と云ひて他方の佛、色に開かしむるに、敵者の小乘、能違を作す時、其の因他方の佛色に轉じて不定の過を犯するを耶。恣に文相を會する、豈に高祖「疏主」の本「高」意ならん耶。次に「『勝義七十論』の……徴して」^④の言、難勢に備へるは未だ其の意を得ず。勝々の差別、いよいよ此の文に乖かん耶。真假の勝劣、俱に樂爲法差別といふは、相符の過有る可し。何ぞ能別不成に限らん、能別に真假有り、一分の失と云ふ可し。假用勝の能違、真用劣を帶すとは、豈に自ら能別不成ならん耶。故に此の文還て勝々の違文也。

〔墨付第三四丁右〕

假勝假劣、其の義ホしく在る時、難勢徒らに唐捐しぬ。但、此の文のころは先ず立敵の宗義を擦し、真他用勝坎、假他用勝坎と問ふ也。而して立者、真他の用勝を存するが故に假他用は定て劣也。論文に「勝の字无きと雖も量意必然也」^⑧と。故に能く勝劣の傳に順ずるを耶。次に敵者の前の法を以て假我の用勝の躰と為すと云ふ事の義の文を以て余る可からず。本量の言陳の下に二等の意許を勘ふることは、立者の言顯の下に帶の義被る可き也。立者の許さざる敵者の前の法を以て何ぞ立者の言陳の下の差別を爲す耶。況んや「替處」^⑨とは立者の前の替處坎、將た敵者の前の替處坎。若し前者の如くならば立者の前に必ず別の法有る可し、能違と作す時、別の法无くば必ず已可きが故に。若し後者の如くならば立者の前に猶言顯自相已す、何ぞ言顯失はずと云ふ耶。自相量言陳已とは立者の前に已す、

〔墨付第三四丁左〕

言顯を失はずと云へば、立者の前に應に失はざる耶。爰に以て『纂要』の中の「他用の成ずるが如く二共許假他有り。替處言顯を失はず。无常と言ふは共許有ること無し。是れ識反無常に非ず。替處亦言顯を失ふを何ぞ差別と名づくや」^⑩と云。若し敵者の前の法を用るれば「聲は無常」の量に於て識変非識变无常の差別を勘へ差別相違有る可き耶。識能変色量差別、誰が真の過と為せん、差別相違の種を出だす可きや。次に同喩を以て法差別と為す事の文を以て余る可からず。差別相違の量、有法と法との下に樂為・不樂為の差別を勘ふ。因を以て一を成じ一に違せしむ、同喩を以て一を破し一を立つ。若し不樂爲法差別无くば何物を成じ樂爲の宗に違せしめん耶。若し夫「又」其の躰、同喩といはば何の力を以て樂爲を破して不樂爲を立てる耶。中に付きて未だ

〔墨付第三五丁右〕

同喩を説かず。同喩の上の義、暫く差別の種と成じるを取り下して同喩に立てん耶。能別の下に物躰無し、何を以て其の躰を為して二等の差別を論ぜん耶。例を以て之を思ふに『理門論』の中、有法を立て有法を成ず量に云く「烟能く火を有すべし。是れ烟るを以ての故に猶し余の烟の如し」^⑧とす。此れ則ち聆依不成・聆別不成、並て作法有る也。何とならば有法を取り下して因に立て畢れば、聆依の有法無く極成の聆別無し、此の二過有る也。此に例するに余る可き哉。之に依り淄洲大師の解尺を勘ふに、大乘師は小乘に寸して立量して云く「極成の意識は必ず俱生増上の別依有り。極成の六識の随一に攝するが故に、猶し五識の如く」^⑨と。『要集』に此の量に於て法差別を勘ふに云く、「極成の意識は應に第七を用て俱有の別依と爲さざるべし。極成の六識の随一に攝するが故に五識の如く」^⑩とし、淄洲大師之れを破して

〔墨付第三五丁左〕

「若し第七識を用て俱有の別依と爲さざるべしと云はば、但、遮にして表に非ず。別法の七が与に相違有ること無し。誰が与めに因と爲し、相違因と爲す耶」^⑪と云。此れ則ち同喩の五識の外に第七識は俱生別依の不樂爲の躰に非ざること无きが故に法差別に非ずと難ず也。外人の絃管、聲の量に『要集』に勘ふ所の法差別の難、之を破す趣なり。亦以て之に同じ。若し同喩を以て法差別と爲さば、豈に此等の文理に乖かざらん耶。四分建立の立量は眞の作法に非ず、何ぞ勞を約して外人の聲无常量に「聲は無常なり、有縁性のゆゑに」と作し、「聲は無常なり、有縁性のゆゑに」の意許と作すに非ずと勘ふやといふ事に到る可きや。

問ふ、答へ申すに付きて猶ほ疑ひ無きに非ず。始めに先ず「取立の法の勝劣差別の与に」^⑫の文は、聆立

法とは言陳の自相の事なりといはば、其の理思し。 矧立とは實に二重有り。 矧立の

〔墨付第三六丁右〕

法差別は、専ら意許たる可きの宗の文と云ふなり。 『理門』・『正理』の常途の施設也。 尤も意許の宗を云ふ可き耶。 次に「『勝義七十論』の……微す」⁵⁵の言の料簡申す事、然る可からず。 神我用勝と假我用勝を問ふに、弥よ勝々義を成じ勝劣傳積談ぜず。 他を微すに二等の意許を相配す可き也。 今の料簡、未だ其の旨を得ず。 次に敵者の前の法不樂爲と爲すは、『纂要』の「二共許と言ふ」⁵⁶の文有りと云ふ事に違すは、楞嚴先徳比の事を會して云く、大乘は全く識変无常に非ざるを許さざるが故に識変を遮す時、亦言顯を失ふ。 數論は跟ホの假用勝を許さず、然るに同喩の卧具は共許にして、假用勝は此に由り替處に言顯を失はず」と云。 況や佛法の意は假我の用劣をも許さず。 設へ不樂爲の用劣、何ぞ「二共許」⁵⁶に違すの文有る耶。 次に同喩を以て

〔墨付第三六丁左〕

法差別と爲す事、例證一に非ず。 先ず規模執徹の「大作法有法差別」に付きて子嶋の上綱・『斷』・『導』の傳は、實等の五句義は同喩同異性を存す也。 其の中に在りて、豈に同喩を以て法差別と爲すに非ざらん耶。 違三違四、法差別の不樂爲、同異・和合の二句を取る。 豈に色聲ホ々の言の如くに攝めざらん耶。 四分建立の比量の文、如何ぞ衆量の執式を顧みずに忽ちに眞の過相に非すと成り申す耶。

答ふ。「所立の法の勝劣差別の与に」⁵⁷の文とは、前重に成り申す如し。 言陳の一重の已に矧立法也。 必ずしも樂爲の矧立に限るべからずこと『本流』の前後を見るに其の旨、實に分明也。 或いは云く先條の前因、

能く矧立法自相を成ず。或いは云く數論矧立の

〔墨付第三七丁右〕

眼等の有法は必ず他の爲に用ゐらるる法の自相と述ぶ。極成の意許の宗は、此等の文何に會すと爲すや。次に『勝義七十』に……微す⁸⁶の難文の料簡は、是れ齊恩寺僧都の傳也。退ひて其の旨を思ふに道理は實に然る可し。先ず敵者の問意、本より知ぬ。立敵二家の義なるが故に二様の中、汝は何れの義の人の存す意を問ふや。敵者の義は、假用勝の同喩を立て能く相順し、立家は實我の用勝を立つ、喩と相違すと知んぬが故也。然れば此の問ひは宗の本計也。爰に立者は區に答へずと雖も彼の宗計を搜るに神我の用勝を立つ也と定め置く也。此の上に立者、既に跟ホに於て神我の用勝疑ひ無しと云ふ。假我の用劣成ぜんと欲する矧を知るの文は、神我の假劣分に限り、自ら不樂為を成ず也。今此に付きて知ぬ。勝劣の二有るが故に、一つは唯だ神我の用勝を以て樂為と爲す。

〔墨付第三七丁左〕

既に二物無し。^{是れ}二つは假用勝と真(用)勝との相違の義は、是れ敵者の前義也。其の上真用勝に違せず。自ら言陳に假有り、之れを以て二勝に非ずと知る也。故に此の文、能く勝劣傳の證據也。次に敵者の前法は不樂為と爲すの義の楞嚴の解尺、纔かに一相の會尺也。設へ今作法に於ては、且く同喩の上に假用勝を許すが故に「二共許有り⁸⁷」といふなり。有義は、自余の違三違四ホの作法は即ち實に實有性を離ると。彼れ此れの宗は全て名字を許さざるが故に尤も「二共許有り⁸⁸」を難ず。有義は、豈に言顯失はざらん耶、故に粗く往尺の文を見るに、此の意を問ふより會尺に到ること無き耶。定めて知んぬ、此の義を立

つの時、此の難會通の方無しと云ふ事を。次に同喩を法差別と爲す事、實に違三違四等の作法、其の旨顯

〔墨付第三八丁右〕

然也。回明の作法門なるが故に且く同喩に出す躰の物の外の余法を擧て不樂爲の差別と爲す也。然而に立宗の時、同喩の義定むるが故に其の躰を擧げずと雖も争ひて同喩を取らざる耶。故に同喩に望めて難を遁れず。准じて之を思ふに、相違因に重々の作法有りと出ず。四分建立の比量の如きは不樂爲を以て能違の宗と爲す時、有法の上の義非ざるが故に違宗の過を犯す。故に更に前邪後正の相違因に非ず。纔かな過の種と雖も全く眞の過に非ず。同喩を以て法差別と爲すは、犯して眞の執徹を成ず可からざる歟。違三違四の如きホは、兩犯隨意の量也。何ぞ強て相違と爲すや。故に自餘の比量を以て正因の執徹を難ず可からず。

此の事、不樂爲の差別抄の如し。能く々々尋ね明かして之を習へ。

註記

- ① 『因明入正理論』(大正三三・一一上)。
- ② 『因明入正理論』(大正三三・一一上)。
- ③ 『因明入正理論』(大正三三・一一上)。
- ④ 『因明入正理論』(大正三三・一一上)。
- ⑤ 『因明入正理論』(大正三三・一一上)。

- ⑥ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑦ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑧ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- ⑨ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑩ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑪ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑫ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑬ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑭ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑮ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ⑯ 『因明入正理論疏義断』（大正四四・一五三中）下。
- ⑰ 『因明入正理論疏纂要』（大正四四・一六六中）。
- ⑱ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九上）。
- ⑲ 『因明入正理論疏略纂』（散逸）但し、『因明四種相違略私記』卷上本脚注に「原本裏 書云 末學云略纂中如法差別者不置勝劣之言以知隨古師也」（大正六九・三四〇上）に殆ど同文が存在している。なお
- 原本とは、文明一一年（一四七九）東大寺藏本。
- ⑳ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- ㉑ 『因明入正理論』（大正三一・一二一上）。
- ㉒ 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

②3 『因明論書四相違略註釈』卷上（大正六九・三〇五中）。

②4 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

②5 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

②6 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

②7 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。

②8 不詳。

②9 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一三一下）。

③0 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一三一下）。

③1 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一三一下）。

③2 『金七十論』（大正五四・一二四九中）。原文「聚集爲他故異三德依故。食者獨離故五因立我有（我有は

本短釈では有我となっている）」一聚集爲他故者。如自性變異知者故得解脫。初偈說如此。又說五因成立
自性及變異竟。我人最微細。應當次成立。人我是實有。聚集爲他故。我見世間一切聚集並是爲他。譬如
床席等」のうち、下線部は略されている。

③3 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

③4 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

③5 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

③6 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

③7 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

③8 『因明入正理論疏』卷（大正四四・一二七下〜一二八上）

- 39 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- 40 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九上）。
- 41 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- 42 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- 43 『因明入正理論』（大正三一・一二中）、『因明入正理論疏』卷上（大正四四・一〇七中）。
- 44 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- 45 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- 46 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- 47 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- 48 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- 49 『因明論疏明燈鈔』卷五本（大正六八・三七四中）等に基づく趣意。
- 50 『成唯識論了義燈』卷二本（六八二下）六八二上）。
- 51 『成唯識論了義燈』卷二本（六八二上）。
- 52 『成唯識論了義燈』卷二本（六八二上）。但し原文化は「爲相違図」は存しない。
- 53 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。
- 54 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九下）。
- 55 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- 56 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- 57 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・一二九中）。

- ⑤8 『因明入正理論疏』卷下本（大正四四・二二九下）。
- ⑤9 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。
- ⑥0 『因明入正理論義纂要』（大正四四・一七二中）。